

一関地区広域行政組合の執務時間に関する規則

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合規則第1号

一関地区広域行政組合の執務時間は、一関地区広域行政組合の休日に関する条例（平成18年一関地区広域行政組合条例第1号）に規定する組合の休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。